

寒川町規則第 号

寒川町営さむかわテニスコート条例施行規則

寒川町営さむかわ庭球場の設置、管理等に関する条例施行規則(平成25年寒川町規則第9号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町営さむかわテニスコート条例（令和〇年寒川町条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場日等)

第2条 寒川町営さむかわテニスコート（以下「さむかわテニスコート」という。）の休場日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とし、その翌日が休日に当たるときは、当該休日後の直近の休日以外の日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て休場日又は開場日を定めることができる。

(開場時間等)

第3条 さむかわテニスコートの開場時間及び利用時間の区分は、別表1のとおりとする。

2 さむかわテニスコートの照明設備の利用期間及び利用基準時間は、別表2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あら

かじめ町長の承認を得て開場時間及び利用時間の区分又は照明設備の利用期間及び利用基準時間を変更することができる。

(利用申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用日の属する月の2か月前の16日から利用日までの間に、寒川町営さむかわテニスコート利用申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用承認等)

第5条 指定管理者は、前条の規定による申請があった場合において、その利用を承認するときは、寒川町営さむかわテニスコート利用承認書（第2号様式。以下「利用承認書」という。）により、その利用を承認しないときは、その旨及び理由を申請者に通知しなければならない。

(利用の取消し)

第6条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の取消しをしようとするときは、直ちに寒川町営さむかわテニスコート利用取消届（第3号様式）に利用承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の納入)

第7条 利用者は、指定管理者が指定する期日までに利用料金を納入しなければならない。

2 指定管理者は、前項の指定する期日までに利用料金の納付がないときは、その利用の承認を取り消すものとする。

(利用料金の還付と手続)

第8条 条例第6条第3項ただし書の規定により利用料金を還付できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の責に帰さない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 指定管理者が指定する期日までに利用者が利用の変更又は取消しを指定管理者

に申し出て、これを指定管理者が承認したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認め、これを町長が承認したとき。

2 利用料金の還付を受けようとする者は、寒川町営さむかわテニスコート利用料金還付申請書（第4号様式）に利用承認書を添えて指定管理者に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、寒川町営さむかわテニスコート利用料金還付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（利用料金の減免と手続）

第9条 条例第7条の規定による利用料金の減免（以下「利用料金の減免」という。）

は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 町（町が構成員となつて行う事業を含む。）が主催する事業に利用するとき。

免除

(2) 町のスポーツ協会又はスポーツ協会に属する種目別協会が主催して行い、かつ、全ての町民が参加しうる大会及び事業に利用するとき。 免除

(3) 前2号に掲げるもののほか町長が特に必要と認めたとき。 免除又は半額

2 利用料金の減免を受けようとする者は、第4条に規定する利用申請の際に寒川町営さむかわテニスコート利用料金減額（免除）申請書（第6号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する申請によりその減免を認めたときは、寒川町営さむかわテニスコート利用料金減額（免除）決定通知書（第7号様式）により、その減免を認めないときは、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第10条 さむかわテニスコートを利用する者は、さむかわテニスコートの管理上必要

な事項を遵守し、指定管理者の指示に従わなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに改正前の寒川町営さむかわ庭球場の設置、管理等に関する条例施行規則の規定によりなされた許可等の処分その他の行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。

別表1（第3条関係）

開場時間	利用時間の区分
午前9時から午後9時まで	(1) 午前9時から午前11時まで
	(2) 午前11時から午後1時まで
	(3) 午後1時から午後3時まで
	(4) 午後3時から午後5時まで
	(5) 午後5時から午後7時まで
	(6) 午後7時から午後9時まで

別表2（第3条関係）

利用期間	利用基準時間
3月1日から4月末日まで	午後5時から午後9時まで

5月1日から7月末日まで	午後6時から午後9時まで
8月1日から9月末日まで	午後5時から午後9時まで
10月1日から2月末日まで	午後4時から午後9時まで

- 第1号様式（第4条関係） 寒川町営さむかわテニスコート利用申請書（略）
- 第2号様式（第5条関係） 寒川町営さむかわテニスコート利用承認書（略）
- 第3号様式（第6条関係） 寒川町営さむかわテニスコート利用取消届（略）
- 第4号様式（第8条関係） 寒川町営さむかわテニスコート利用料金還付申請書（略）
- 第5号様式（第8条関係） 寒川町営さむかわテニスコート利用料金還付決定通知書  
（略）
- 第6号様式（第9条関係） 寒川町営さむかわテニスコート利用料金減額（免除）申請  
書（略）
- 第7号様式（第9条関係） 寒川町営さむかわテニスコート利用料金減額（免除）決定  
通知書（略）